

三 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）

改正後	現行
<p>（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）</p> <p>第一条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第十三条の三を第十三条の六とし、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>（売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）</p> <p>第十三条の七 令第一条の八の四第三号ロ(4)に規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>一 当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することとが禁止される旨の制限（以下この項において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。</p> <p>二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。</p>	<p>（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）</p> <p>第一条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第十三条の三を第十三条の六とし、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>（売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）</p> <p>第十三条の七 令第一条の八の四第三号ロ(4)に規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>一 当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することとが禁止される旨の制限（以下この項において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。</p> <p>二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。</p>

三 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

2 令第一条の八の四第三号ロ(4)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券（当該同種の既発行証券の売付け勧誘等を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の既発行証券が令第一条の七の四に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。）を含む。）の枚数又は単位の総数が五十未満であること。

ロ 当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。

二 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 前号ロの制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に前号ロの制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

2 令第一条の八の四第三号ロ(4)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券（当該同種の既発行証券の売付け勧誘等を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の既発行証券が令第一条の七の四に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。）を含む。）の枚数又は単位の総数が五十未満であること。

ロ 当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。

二 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 前号ロの制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に前号ロの制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に前号ロの制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

3 令第一条の八の四第三号ハ(3)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとする。

一 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 次に掲げるいずれかの制限（以下この号において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

(1) 当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限

(2) 当該有価証券の枚数又は単位の総数が五十未満である場合において、当該有価証券の性質によりその分割ができない旨又は当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に前号ロの制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

3 令第一条の八の四第三号ハ(3)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとする。

一 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 次に掲げるいずれかの制限（以下この号において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

(1) 当該有価証券を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る当該有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限

(2) 当該有価証券の枚数又は単位の総数が五十未満である場合において、当該有価証券の性質によりその分割ができない旨又は当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次

に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 有価証券信託受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの
受託有価証券が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件に該当すること。
ロ 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 原有価証券が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件

(2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと。

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件

に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 有価証券信託受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの
受託有価証券が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件に該当すること。
ロ 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 原有価証券が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件

(2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと。

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件

(2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の
売買その他の取引が行われないこと。

ニ 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で社
債券の性質を有するもので、令第一条の七第二号イ若しくは
ロ若しくは第一条の八の四第三号イ若しくはロ又はロ若しく
はハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行
したものに限り。）により償還される旨又は償還することが
できる旨の特約が付されているもの（以下ニにおいて「転換
債券」という。） 当該償還により取得する有価証券（以下
ニにおいて「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証
券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるいずれかの
要件に該当すること。

(1) 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに掲
げる有価証券 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四
第三号イに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行さ
れる有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が
当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には
、令第一条の七第二号イ(1)又は第一条の八の四第三号イ(1)
に掲げる要件を除く。）

(2) 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに掲
げる有価証券 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四
第三号ロに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行さ
れる有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が

(2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の
売買その他の取引が行われないこと。

ニ 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で社
債券の性質を有するもので、令第一条の七第二号イ若しくは
ロ若しくは第一条の八の四第三号イ若しくはロ又はロ若しく
はハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行
したものに限り。）により償還される旨又は償還することが
できる旨の特約が付されているもの（以下ニにおいて「転換
債券」という。） 当該償還により取得する有価証券（以下
ニにおいて「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証
券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるいずれかの
要件に該当すること。

(1) 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに掲
げる有価証券 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四
第三号イに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行さ
れる有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が
当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には
、令第一条の七第二号イ(1)又は第一条の八の四第三号イ(1)
に掲げる要件を除く。）

(2) 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに掲
げる有価証券 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四
第三号ロに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行さ
れる有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が

当該轉換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号ロ(2)又は第一条の八の四第三号ロ(2)に掲げる要件を除く。)

(3) ロに掲げる有価証券 ロに定める要件

(4) ハに掲げる有価証券 ハに定める要件

4 第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

当該轉換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号ロ(2)又は第一条の八の四第三号ロ(2)に掲げる要件を除く。)

(3) ロに掲げる有価証券 ロに定める要件

(4) ハに掲げる有価証券 ハに定める要件

4 第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

に記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

5 前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

6 第四項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

一 第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。た

に記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

5 前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

6 第四項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

一 第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。た

だし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

9| 令第一条の八の四第四号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出した数は、当該売付け勧誘等により当該譲渡制限のない海外発行証券を取得し、かつ、現に所有する者の数とする。

10| 令第一条の八の四第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、譲渡制限のない海外発行証券に関する次に掲げる事項とする。

一 発行者の名称及び本店所在地

(削る)

二| 当該譲渡制限のない海外発行証券が第十条の二第一項各号に掲げる有価証券に該当する場合の当該有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項

三| 当該譲渡制限のない海外発行証券を識別するために必要な事項として認可金融商品取引業協会が定める事項(前二号に規定する事項を除く。)

第十三条の二第一項第一号中「(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。次号及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。)」を削り、同項第二号ロ中「第二条の十二の二第二項第四号」を「第二条の十二の四第二項第四号」に改め、同条を第十三条の五とし、第十三条の次に次の三条を加える。

(売付け勧誘等に該当しない有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘)

第十三条の二 法第二条第四項に規定する内閣府令で定めるものは

だし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(新設)

9| 令第一条の八の四第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、譲渡制限のない海外発行証券に関する次に掲げる事項とする。

一 発行者の名称及び本店所在地

二| 銘柄

三| 当該譲渡制限のない海外発行証券が第十条の二第一項各号に掲げる有価証券に該当する場合の当該有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項

四| 当該譲渡制限のない海外発行証券を識別するために必要な事項として認可金融商品取引業協会が定める事項(前三号に規定する事項を除く。)

第十三条の二第一項第一号中「(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。次号及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。)」を削り、同項第二号ロ中「第二条の十二の二第二項第四号」を「第二条の十二の四第二項第四号」に改め、同条を第十三条の五とし、第十三条の次に次の三条を加える。

(売付け勧誘等に該当しない有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘)

第十三条の二 法第二条第四項に規定する内閣府令で定めるものは

、次の各号に掲げるものとする。

一 法第六十七条の十九に規定する通知その他法令上の義務の履行として行う当該有価証券に関する情報の提供

二 認可金融商品取引業協会（令第一条の七の三第六号に規定する認可金融商品取引業協会をいう。次条第一項第四号及び第十三条の七第十項において同じ。）その他金融商品取引業者等を会員とする協会その他の団体に対して、当該協会その他の団体の規則に基づき行われる当該有価証券に関する情報の提供
（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）

第十三条の三 令第一条の七の三第六号に規定する内閣府令で定める事項は、譲渡制限のない海外発行証券（同条第五号に規定する譲渡制限のない海外発行証券をいう。以下この項並びに第十三条の七第九項及び第十項において同じ。）に関する次に掲げる事項とする。

一 発行者の名称及び本店所在地

二 銘柄

三 当該譲渡制限のない海外発行証券が第十条の二第一項各号に掲げる有価証券に該当する場合の当該有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項

四 当該譲渡制限のない海外発行証券を識別するために必要な事項として認可金融商品取引業協会が定める事項（前三号に掲げる事項を除く。）

2 令第一条の七の三第九号に規定する内閣府令で定める有価証券

、次の各号に掲げるものとする。

一 法第六十七条の十九に規定する通知その他法令上の義務の履行として行う当該有価証券に関する情報の提供

二 認可金融商品取引業協会（令第一条の七の三第六号に規定する認可金融商品取引業協会をいう。次条第一項第四号及び第十三条の七第九項において同じ。）その他金融商品取引業者等を会員とする協会その他の団体に対して、当該協会その他の団体の規則に基づき行われる当該有価証券に関する情報の提供
（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）

第十三条の三 令第一条の七の三第六号に規定する内閣府令で定める事項は、譲渡制限のない海外発行証券（同条第五号に規定する譲渡制限のない海外発行証券をいう。以下この項及び第十三条の七第九項において同じ。）に関する次に掲げる事項とする。

一 発行者の名称及び本店所在地

二 銘柄

三 当該譲渡制限のない海外発行証券が第十条の二第一項各号に掲げる有価証券に該当する場合の当該有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項

四 当該譲渡制限のない海外発行証券を識別するために必要な事項として認可金融商品取引業協会が定める事項（前三号に掲げる事項を除く。）

2 令第一条の七の三第九号に規定する内閣府令で定める有価証券

は、次の各号に掲げる有価証券とする。

- 一 法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券、同項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）、同項第十一号に掲げる有価証券（投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類するものに限る。）及び同項第十五号に掲げる有価証券

二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

- 四 令第一条第一号に規定する譲渡性預金の預金証書（売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の四 令第一条の七の四第二号ニに規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

- 一 当該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この条において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとら

は、次の各号に掲げる有価証券とする。

- 一 法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券、同項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）、同項第十一号に掲げる有価証券（投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類するものに限る。）及び同項第十五号に掲げる有価証券

二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

- 四 令第一条第一号に規定する譲渡性預金の預金証書（売付け勧誘等における適格機関投資家以外への有価証券の譲渡に関する制限等）

第十三条の四 令第一条の七の四第二号ニに規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

- 一 当該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この条において「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

二 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

三 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとら

れていること。

2 令第一条の七の四第三号ハに規定する内閣府令で定める要件は

、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとする。

一 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 当該有価証券に転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 有価証券信託受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの
受託有価証券が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合に該当すること。

ロ 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。

れていること。

2 令第一条の七の四第三号ハに規定する内閣府令で掲げる要件は

、次の各号に掲げる要件に該当することとする。

一 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ 当該有価証券に転売制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

ハ 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

二 次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 有価証券信託受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの
受託有価証券が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合に該当すること。

ロ 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。

-
- (1) 原有価証券が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合
- (2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合
- ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。
- (1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合
- 七の四各号に定める場合
- (2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合
- ニ 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号若しくは第二号若しくは第一条の七の四第一号若しくは第二号又はロ若しくはハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限り。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（以下ニにおいて「転換債券」という。） 当該償還により取得する有価証券（以下ニにおいて「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるいずれかの場合に該当すること。
-

- (1) 原有価証券が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合
- (2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合
- ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの場合に該当すること。
- (1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の四各号又は第一条の七の四各号に定める場合
- 七の四各号に定める場合
- (2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合
- ニ 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号若しくは第二号若しくは第一条の七の四第一号若しくは第二号又はロ若しくはハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限り。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（以下ニにおいて「転換債券」という。） 当該償還により取得する有価証券（以下ニにおいて「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるいずれかの場合に該当すること。
-

(1) 令第一条の四第一号又は第一条の七の四第一号に掲げる有価証券 令第一条の四第一号に定める場合（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合（以下(1)及び(2)において「既発行償還有価証券である場合」という。）には、同号イに掲げる要件を除く。）又は令第一条の七の四第一号に定める場合（既発行償還有価証券である場合には、同号イに掲げる要件を除く。）

(2) 令第一条の四第二号又は第一条の七の四第二号に掲げる有価証券 令第一条の四第二号に定める場合（既発行償還有価証券である場合には、同号ロに掲げる要件を除く。）
又は令第一条の七の四第二号に定める場合（既発行償還有価証券である場合には、同号ロに掲げる要件を除く。）

(3) ロに掲げる有価証券 ロに定める要件に該当する場合
(4) ハに掲げる有価証券 ハに定める要件に該当する場合

3 第一項第二号又は前項第一号ロに規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号又は前項第一号ロに規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

(1) 令第一条の四第一号又は第一条の七の四第一号に掲げる有価証券 令第一条の四第一号に定める場合（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合（以下(1)及び(2)において「既発行償還有価証券である場合」という。）には、同号に掲げる要件に該当する場合を除く。）又は第一条の七の四第一号に定める場合（既発行償還有価証券である場合には、同号イに掲げる要件を除く。）

(2) 令第一条の四第二号又は第一条の七の四第二号に掲げる有価証券 令第一条の四第二号に定める場合（既発行償還有価証券である場合には、同号ロに掲げる要件を除く。）
又は第一条の七の四第二号に定める場合（既発行償還有価証券である場合には、同号ロに掲げる要件を除く。）

(3) ロに掲げる有価証券 ロに定める要件に該当する場合
(4) ハに掲げる有価証券 ハに定める要件に該当する場合

3 第一項第二号又は前項第一号ロに規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号又は前項第一号ロに規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

5 第三項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

5 第三項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

- 一 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第四条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 有価証券の売出しに係る有価証券(株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換し得る

6 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

- 一 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第四条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者

有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するものに限る。次号において同じ。）の所有者である当該有価証券の発行者

二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、次に掲げる者

イ 当該有価証券の発行者の子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この号及び第十一条の二第二号において同じ。）又は主要株主（法第六十三條第一項に規定する主要株主をいう。第十一条の二第二号において同じ。）。

ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号及び第十一条の二第二号において同じ。）又は発起人（当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が五年を超える発起人を除く。以下この号及び同条第二号において同じ。）

ハ 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人

ニ 当該有価証券の発行者が外国会社その他の会社以外の者の場合においては、イからハまでに掲げる者に類するもの

三 当該有価証券を他の者に取得させることを目的として前二号に掲げる者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等

二 有価証券の売出しに係る有価証券（株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換しうる有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するものに限る。）の所有者であつて、次に掲げる者

イ 当該有価証券の発行者の子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この号及び第十一条の二第二号において同じ。）又は主要株主（法第六十三條第一項に規定する主要株主をいう。第十一条の二第二号において同じ。）。

ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号及び第十一条の二第二号において同じ。）又は発起人（当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が五年を超える発起人を除く。以下この号及び同条第二号において同じ。）

ハ 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人

ニ 当該有価証券の発行者が外国会社その他の会社以外の者の場合においては、イからハまでに掲げる者に類するもの

三 当該有価証券を他の者に取得させることを目的として前二号に掲げる者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等

四 有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に掲げる行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等（中略）

第十一条の二を次のように改める。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十一条の二 法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。

一 法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものの

二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ 有価証券の売出しに係る有価証券（株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換し得る有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するものに限る。以下この号において同じ。）の所有者である当該有価証券の発行者が行う当該有価証券の売出し

ロ 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が次に掲げる者に該当する場合における当該有価証券の売出し

四 有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に掲げる行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等（中略）

第十一条の二を次のように改める。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十一条の二 法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換しうる有価証券若しくは法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの以外の有価証券の売出し又は次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。

一 法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものの

二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者が行う当該有価証券の売出し

ロ 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が次に掲げる者に該当する場合における当該有価証券の売出し

- (1) 当該有価証券の発行者の子会社又は主要株主
- (2) 当該有価証券の発行者の役員又は発起人
- (3) 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人
- (4) 当該有価証券の発行者が外国会社その他の会社以外の者の場合においては(1)から(3)までに掲げる者に類するもの
- ハ 当該有価証券を他の者に取得させることを目的としてイ及びロに掲げる者から当該者が保有する当該有価証券を取得した金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し
- ニ 有価証券の売出しに係る引受人(法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。)に該当する金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

(中略)

第十四条の十四の二第一項第一号中「(同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項第三号中「第十一条の三第一号ロ」を「第十二条第一号ロ」に、「第十三条の三第一号ロ」を「第十三条の六第一号ロ」に改める。

(中略)

第十九条第二項第一号中「売出しをいう」を「売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る」に改め、同条第四項第二号中「前号イ中「募集又は売出し」とあるのは」を「同号イ中「募集又は売出

- (1) 当該有価証券の発行者の子会社又は主要株主
- (2) 当該有価証券の発行者の役員又は発起人
- (3) 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人
- (4) 当該有価証券の発行者が外国会社その他の会社以外の者の場合においては(1)から(3)までに掲げる者に類するもの
- ハ 当該有価証券を他の者に取得させることを目的としてイの発行者及びロ(1)から(4)までに掲げる者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し
- ニ 有価証券の売出しに係る引受人(法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。)に該当する金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

(中略)

第十四条の十四の二第二項第一号中「(同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)」を削り、同項第三号中「第十一条の三第一号ロ」を「第十二条第一号ロ」に、「第十三条の三第一号ロ」を「第十三条の六第一号ロ」に改める。

(中略)

第十九条第二項第一号中「をいう」を「のうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る」に改め、同条第四項第二号中「前号イ中「募集又は売出し」とあるのは」を「同号イ中「募集又は売出し」とあるのは

し」とあるのは、「」に改める。

第二十條第四項に次のただし書を加える。

ただし、金融庁長官による法第九條第一項若しくは第十條第一項（これらの規定を法第二十四條の二第一項、第二十四條の四の第三項、第二十四條の四の七第四項、第二十四條の五第五項、第二十四條の六第二項若しくは第二十四條の七第三項において準用し、又はこれらの規定（法第二十四條の六第二項を除く。）を法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、訂正報告書若しくは訂正確認書又は法第二十三條の九第一項（法第二十七條において準用する場合を含む。）若しくは第二十三條の十第一項（同條第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三條 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第八條の二を次のように改める。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第八條の二 法第二十七條において準用する法第十三條第一項（法

は、「」に改める。

第二十條第四項中「当該財務局長」を「当該財務局長等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、金融庁長官による法第九條第一項若しくは第十條第一項（これらの規定を法第二十四條の二第一項、第二十四條の四の第三項、第二十四條の四の七第四項、第二十四條の五第五項、第二十四條の六第二項若しくは第二十四條の七第三項において準用し、又はこれらの規定（法第二十四條の六第二項を除く。）を法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、訂正報告書若しくは訂正確認書又は法第二十三條の九第一項（法第二十七條において準用する場合を含む。）若しくは第二十三條の十第一項（同條第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三條 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第八條の二を次のように改める。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第八條の二 法第二十七條において準用する法第十三條第一項（法

第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。

一 法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものの

二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者が行う当該有価証券の売出し

ロ 当該有価証券を他の者に取得させることを目的として当該有価証券の発行者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

ハ 有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第十四条を次のように改める。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十四条 法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、

第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。

一 法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものの

二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者が行う当該有価証券の売出し

ロ 当該有価証券を他の者に取得させることを目的として当該有価証券の発行者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

ハ 有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第十四条を次のように改める。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十四条 法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、

次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。

- 一 法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものの
- 二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの
 - イ 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者が行う当該有価証券の売出し
 - ロ 当該有価証券を他の者に取得させることを目的として当該有価証券の発行者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し
 - ハ 有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

（特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正）

第九条 特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第十一条の次に次の一章を加える。

第三章 外国証券情報の提供又は公表

（外国証券情報の内容）

第十二条 法第二十七条の三十二の二第二項に規定する内閣府令で

次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。

- 一 法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものの
- 二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの
 - イ 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者が行う当該有価証券の売出し
 - ロ 当該有価証券を他の者に取得させることを目的として当該有価証券の発行者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し
 - ハ 有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

（特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正）

第九条 特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第十一条の次に次の一章を加える。

第三章 外国証券情報の提供又は公表

（外国証券情報の内容）

第十二条 法第二十七条の三十二の二第二項に規定する内閣府令で

定める情報は、別表の上欄に掲げる有価証券の区分に応じ当該区分の下欄に掲げる情報とする。

2 前項に規定する情報は、外国証券情報を提供し、又は公表しなければならぬ者が提供し、又は公表することができる直近の事業年度（会計年度その他これに類する期間を含む。）に係る情報でなければならない。

3 外国証券情報の全部又はその一部の内容が、当該有価証券の発行者その他これに準ずる者により公表されている情報（次の各号に掲げるすべての要件に該当するものに限る。以下この項において「公表情報」という。）に含まれている場合には、公表情報を参照する旨及び当該公表情報が公表されているホームページアドレスに関する情報を、外国証券情報の全部又はその一部とみなすことができる。

一 当該公表情報が法令若しくは当該有価証券の発行に係る外国の法令（これに相当する国際機関の定める規則を含む。）又は当該有価証券が上場されている金融商品取引所若しくは指定外国金融商品取引所の規則に基づいて公表されていること（当該有価証券が令第二条の十二の三第一号から第三号までに掲げる有価証券である場合を除く。）。

二 国内において当該公表情報をインターネットにより容易に取得することができること。

三 当該公表情報が日本語又は英語で公表されていること。
(外国証券情報の提供又は公表を要しない場合)

定める情報は、別表の上欄に掲げる有価証券の区分に応じ当該区分の下欄に掲げる情報とする。

2 前項に規定する情報は、外国証券情報を提供し、又は公表しなければならぬ者が提供し、又は公表することができる直近の事業年度（会計年度その他これに類する期間を含む。）に係る情報でなければならない。

3 外国証券情報の全部又はその一部の内容が、当該有価証券の発行者その他これに準ずる者により公表されている情報（次の各号に掲げるすべての要件に該当するものに限る。以下この項において「公表情報」という。）に含まれている場合には、公表情報を参照する旨及び当該公表情報が公表されているホームページアドレスに関する情報を、外国証券情報の全部又はその一部とみなすことができる。

一 当該公表情報が法令若しくは当該有価証券の発行に係る外国の法令（これに相当する国際機関の定める規則を含む。）又は当該有価証券が上場されている金融商品取引所若しくは指定外国金融商品取引所の規則に基づいて公表されていること（当該有価証券が令第二条の十二の三第一号から第三号までに掲げる有価証券である場合を除く。）。

二 国内において当該公表情報をインターネットにより容易に取得することができること。

三 当該公表情報が日本語又は英語で公表されていること。
(外国証券情報の提供又は公表を要しない場合)

第十三条 法第二十七条の三十二の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときはとする。

一 当該外国証券売出しに係る有価証券（以下この条において「売出し外国証券」という。）の発行者が当該発行者の他の有価証券について法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書を提出しており、かつ、当該売出し外国証券に関する証券情報（当該売出し外国証券が該当する別表の上欄に掲げる有価証券の区分に応じ、当該区分の下欄に掲げる情報（証券情報に限る。）をいう。次号において同じ。）を提供し、又は公表する場合

二 売出し外国証券の発行者が既に当該売出し外国証券について特定証券情報又は発行者情報を公表しており、かつ、当該売出し外国証券に関する証券情報を提供し、又は公表する場合（これらの情報に前条第一項に規定する情報が含まれている場合に限る。）

三 売出し外国証券が令第二条の十二の三第一号から第三号までに掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券にあつては、外国の政府又は外国の地方公共団体が当該有価証券の元本の償還及び利息の支払について保証をしているものに限る。）であつて、当該売出し外国証券の外国証券売出しを行おうとする金融商品

第十三条 法第二十七条の三十二の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときはとする。

一 当該外国証券売出しに係る有価証券（以下この条において「売出し外国証券」という。）の発行者が当該発行者の他の有価証券について法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書を提出しており、かつ、当該売出し外国証券に関する証券情報（当該売出し外国証券が該当する別表の上欄に掲げる有価証券の区分に応じ、当該区分の下欄に掲げる情報（証券情報に限る。）をいう。次号において同じ。）を提供し、又は公表する場合

二 売出し外国証券の発行者が既に当該売出し外国証券について特定証券情報又は発行者情報を公表しており、かつ、当該売出し外国証券に関する証券情報を提供し、又は公表する場合（これらの情報に前条第一項に規定する情報が含まれている場合に限る。）

三 売出し外国証券が令第二条の十二の三第一号から第三号までに掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券にあつては、外国の政府又は外国の地方公共団体が当該有価証券の元本の償還及び利息の支払について保証をしているものに限る。）であつて、当該売出し外国証券の外国証券売出しを行おうとする金融商品

取引業者等が当該売出し外国証券又は当該売出し外国証券の発行者が発行する当該売出し外国証券と同じ種類の他の有価証券の売買が二以上の金融商品取引業者等により継続して行われ、又は行うこととされていることを認可金融商品取引業協会（金融庁長官が指定する一の認可金融商品取引業協会に限る。）の規則で定めるところにより、確認することができる場合

四 当該外国証券売出しの相手方が適格機関投資家（当該売出し外国証券を金融商品取引業者等又は非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）に譲渡する場合以外の譲渡を行わないことを条件に取得する者に限る。）である場合（当該売出し外国証券を売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該売出し外国証券に関する外国証券情報の提供又は公表の請求があつた場合を除く。）

（有価証券の保管を委託している者に準ずる者）

第十四条 法第二十七条の三十二の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該外国証券売出しを行った金融商品取引業者等を当該有価証券に係る口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。第三号において同じ。）とする当該有価証券に係る加入者（同条第三項に規定する加入者をいう。同号において同じ。）

取引業者等が当該売出し外国証券又は当該売出し外国証券の発行者が発行する当該売出し外国証券と同じ種類の他の有価証券の売買が二以上の金融商品取引業者等により継続して行われ、又は行うこととされていることを認可金融商品取引業協会（金融庁長官が指定する一の認可金融商品取引業協会に限る。）の規則で定めるところにより、確認することができる場合

四 当該外国証券売出しの相手方が適格機関投資家（当該売出し外国証券を金融商品取引業者等又は非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）に譲渡する場合以外の譲渡を行わないことを条件に取得する者に限る。）である場合（当該売出し外国証券を売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該売出し外国証券の提供又は公表の請求があつた場合を除く。）

（有価証券の保管を委託している者に準ずる者）

第十四条 法第二十七条の三十二の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該外国証券売出しを行った金融商品取引業者等を当該有価証券に係る口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。第三号において同じ。）とする当該有価証券に係る加入者（同条第三項に規定する加入者をいう。同号において同じ。）

二 当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該有価証券の保管を当該外国証券売出しを行った金融商品取引業者等に委託していた者であつて、当該金融商品取引業者等による事業の譲渡その他の理由により他の金融商品取引業者等（当該有価証券と同一種類の有価証券（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条の二に定める同一種類の有価証券をいう。）の外国証券売出しを行っている場合に限る。）に当該有価証券の保管を委託している者

三 当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該金融商品取引業者等を当該有価証券に係る口座管理機関とする当該有価証券に係る加入者であつて、当該金融商品取引業者等による事業の譲渡その他の理由により当該口座管理機関の業務を承継した当該金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等を当該有価証券に係る口座管理機関とする当該有価証券に係る加入者

（投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合）
第十五条 法第二十七条の三十二の二第二項に規定する重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 当該有価証券の発行者又は当該有価証券の元本の償還及び利息の支払について保証している者（次号において「保証者」という。）の合併その他これに類する当該有価証券の元本の償還

二 当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該有価証券の保管を当該外国証券売出しを行った金融商品取引業者等に委託していた者であつて、当該金融商品取引業者等による事業の譲渡その他の理由により他の金融商品取引業者等（当該有価証券と同一種類の有価証券（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条の二に定める同一種類の有価証券をいう。）の外国証券売出しを行っている場合に限る。）に当該有価証券の保管を委託している者

三 当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該金融商品取引業者等を当該有価証券に係る口座管理機関とする当該有価証券に係る加入者であつて、当該金融商品取引業者等による事業の譲渡その他の理由により当該口座管理機関の業務を承継した当該金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等を当該有価証券に係る口座管理機関とする当該有価証券に係る加入者

（投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合）
第十五条 法第二十七条の三十二の二第二項に規定する重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 当該有価証券の発行者又は当該有価証券の元本の償還及び利息の支払について保証している者（次号において「保証者」という。）の合併その他これに類する当該有価証券の元本の償還

又は利息の支払その他の債務の履行又は保証に関する事業の重要な変更があつた場合

- 二 当該有価証券の発行者又は保証者に係る民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続又は破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続の開始又は終了その他外国の法令に基づくこれらに類する事実が発生した場合

- 2 前項各号に掲げる場合に該当する場合における法第二十七条の三十二の二第二項の規定により提供し、又は公表する外国証券情報については、第十二条第一項に規定する情報に代えて、次の各号に掲げる情報とすることができる。

- 一 当該外国証券売出しに係る有価証券の発行者の名称
- 二 当該外国証券売出しに係る有価証券の銘柄
- 三 前項各号に掲げる場合に該当する旨

（投資者保護に欠けることがないものとして認められる場合）

第十六条 法第二十七条の三十二の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第十七項に規定する開示が行われている場合に該当する場合をいう。）に該当する場合

- 二 第十三条第二号から第四号までに掲げる場合

- 三 国内における当該有価証券の所有者（当該有価証券に係る外

又は利息の支払その他の債務の履行又は保証に関する事業の重要な変更があつた場合

- 二 当該有価証券の発行者又は保証者に係る民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続又は破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続の開始又は終了その他外国の法令に基づくこれらに類する事実が発生した場合

- 2 前項各号に掲げる場合に該当する場合における法第二十七条の三十二の二第二項の規定により提供し、又は公表する外国証券情報については、第十二条第一項に規定する情報に代えて、次の各号に掲げる情報とすることができる。

- 一 当該外国証券売出しに係る有価証券の発行者の名称
- 二 当該外国証券売出しに係る有価証券の銘柄
- 三 前項各号に掲げる場合に該当する旨

（投資者保護に欠けることがないものとして認められる場合）

第十六条 法第二十七条の三十二の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第十七項に規定する開示が行われている場合に該当する場合をいう。）に該当する場合

- 二 第十三条第二号から第四号までに掲げる場合

- 三 国内における当該有価証券の所有者（当該有価証券に係る外

国証券売出しを行った金融商品取引業者等に当該有価証券の保管を委託している者及び第十四条に掲げる者に限る。)が五十名未満の場合

(外国証券情報の提供又は公表の方法)

第十七条 法第二十七条の三十二の二第三項の規定により外国証券情報を提供し、又は公表をしようとする金融商品取引業者等は、次の各号に掲げるいずれかの方法により外国証券情報の提供又は公表をしなければならない。

一 外国証券情報を提供し、又は公表しようとする相手方の者(以下この項において「外国証券情報受領者」という。)に対する当該外国証券情報を記載した書面の交付

二 当該外国証券情報受領者に対する当該外国証券情報のファクシミリ装置を用いた送信(当該外国証券情報が当該外国証券情報受領者において文書として受信できる場合であつて、当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供について同意した場合に限る。)

三 当該外国証券情報の電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)又はインターネットその他の電気通信回線を用いる送信(当該外国証券情報が当該外国証券情報受領者において電子計算機を使用して文書に変換できるものである場合であつて、当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供について同意した場合に限る。)

国証券売出しを行った金融商品取引業者等に当該有価証券の保管を委託している者及び第十四条に掲げる者に限る。)が五十名未満の場合

(外国証券情報の提供又は公表の方法)

第十七条 法第二十七条の三十二の二第三項の規定により外国証券情報を提供し、又は公表をしようとする金融商品取引業者等は、次の各号に掲げるいずれかの方法により外国証券情報の提供又は公表をしなければならない。

一 外国証券情報を提供し、又は公表しようとする相手方の者(以下この項において「外国証券情報受領者」という。)に対する当該外国証券情報を記載した書面の交付

二 当該外国証券情報受領者に対する当該外国証券情報のファクシミリ装置を用いた送信(当該外国証券情報が当該外国証券情報受領者において文書として受信できる場合であつて、当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供について同意した場合に限る。)

三 当該外国証券情報の電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)又はインターネットその他の電気通信回線を用いる送信(当該外国証券情報が当該外国証券情報受領者において電子計算機を使用して文書に変換できるものである場合であつて、当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供について同意した場合に限る。)

四 外国証券情報が公表されているホームページアドレスに関する情報その他外国証券情報を閲覧する方法に関する情報の提供又は公表（当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供又は公表について同意した場合に限る。）

2 法第二十七条の三十二の二第二項の規定により外国証券情報を提供し、又は公表する金融商品取引業者等は、同項の請求があったとき又は第十五条第一項各号に掲げる場合に該当することとなったときには、遅滞なく外国証券情報を提供し、又は公表しなければならぬ。

四 外国証券情報が公表されているホームページアドレスに関する情報その他外国証券情報を閲覧する方法に関する情報の提供又は公表（当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供又は公表について同意した場合に限る。）

2 法第二十七条の三十二の二第二項の規定により外国証券情報を提供し、又は公表する金融商品取引業者等は、同項の請求があったとき又は第十五条第一項各号に掲げる場合に該当することとなったときには、遅滞なく外国証券情報を提供し、又は公表しなければならぬ。